

第1 この審査基準の趣旨及び定義については、以下のとおりとする。

(趣旨)

1 この審査基準は、大麻取締法（昭和23年7月10日法律第124号。以下「法」という。）第5条第1項に規定される大麻取扱者免許、及び法第14条但し書きに規定される大麻の持ち出し許可について、法の趣旨に照らし、その免許及び許可をするか否かを判断するために必要な基準を定めるものとする。

(定義)

2 この審査基準における用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) この審査基準における「大麻」とは、法第1条に規定する大麻をいう。
- (2) この審査基準における「大麻製品」とは、大麻に該当しない物として法第1条ただし書き以降に規定する物をいう。
- (3) この審査基準における「申請者」とは、法第5条第1項に規定する大麻取扱者免許の申請をする者をいう。
- (4) この審査基準における「栽培地」とは、大麻の栽培、大麻の廃棄、その他大麻栽培者が大麻製品の製造に係る作業に必要とする全ての区域をいう。

【趣旨・概要】

審査基準第1は、この審査基準の趣旨及び定義について定めたものである。審査基準の具体的な内容は、審査基準第2以降で定めている。

【解釈・運用】

(審査基準第1-1(趣旨)について)

- 1 大麻取扱者免許や、大麻の持ち出し許可は、行政手続法第2条第2号、第3号に規定される申請に対する処分に該当する。従って、行政庁は、行政手続法第5条に基づき審査基準を制定し公にしなければならず、本審査基準は、この規定に基づき制定されるものである。
- 2 本審査基準は、大麻取扱者免許、及び大麻の持ち出し許可について、法の趣旨や条文の解釈を具体的に示したものである。従って、千葉県においては、大麻取扱者申請、又は大麻の持ち出し許可の申請があった場合には、まずこの審査基準によって、免許又は許可をするかどうか審査を行う。

(審査基準第1-2(定義)について)

本審査基準で定義する(1)から(4)の用語は、重要な用語であることから、特に定義するものである。

第2 法第5条に基づく大麻取扱者の免許申請に係る審査基準については、以下のとおりとする。

(大麻栽培者免許申請審査基準)

1 大麻栽培者にあつては、以下の要件を全て満たしていること。

### 【趣旨・概要】

- 1 審査基準第2は、大麻取扱者の免許申請にかかる具体的な内容について定めるものである。そのうち、審査基準第2-1では、大麻栽培者免許申請について定めている。
- 2 大麻取締法における法の趣旨等を鑑みると、大麻栽培者免許は申請すれば誰もが受けることができるようなものではなく、厳格な審査を経て、保健衛生上の危害が発生する恐れが無いものである場合に限り免許を受けることができるものと解すべきである。これを具体化したものが大麻栽培者免許審査基準である。従って、この基準を全て満たした場合に免許を与えることが可能となる。
- 3 また、法第22条の2において、大麻取扱者免許に条件を付す場合には「最小限度に限り」、「不当な義務を課すこととならないものでなければならない。」とあるが、これは、大麻の乱用による保健衛生上の危害の発生を防止するという法の趣旨を前提としたものである。従って、この危害の発生の可能性を排除するための基準、条件等を、大麻の取り扱いの禁止を解除するための大麻栽培者免許申請の審査で求めても差し支えないと解される。

(1) 大麻取扱者免許申請をする者(以下「申請者」という。)が、法第5条第2項に定める欠格事項に該当しないこと。申請者が法人の場合は、その業務を行う役員が大麻取締法第5条第2項に定める欠格事項に該当しないこと。

### 【趣旨・概要】

審査基準第2-1-(1)は、大麻栽培者免許申請における申請者の基準について定めたものである。

### 【解釈・運用】

1 法第5条第2項は絶対的欠格事項として、以下の3つの事項を挙げている。

- ア 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
- イ 禁錮(こ)以上の刑に処せられた者
- ウ 成年被後見人、被保佐人又は未成年者

従って、この欠格事項に該当する者については免許を与えない。

- 2 申請者が団体の場合にも、法第5条第2項が規定する欠格事項は適用される。これは、法第10条第2項において「大麻取扱者が死亡又は解散したとき」と規定していることから、当然に団体として的大麻取扱者も予定しているからである。
- 3 団体として申請するためには、法人格が必要である。これは、栽培する大麻の所有

権や栽培地の賃借権等、申請者には当然に権利能力が求められるからである。

- 4 団体が申請者の場合の欠格事項については、法上に特に規定は無い。しかし、同様の立法趣旨を持つ麻薬及び向精神薬取締法(以下「麻向法」という。)第3条第3項第7号を類推し、その業務を行う役員について、大麻取締法第5条第2項で規定する欠格事項を適用するものである。
- 5 なお、申請者が刑の執行猶予を受けたことがある場合には、その執行猶予期間中は、欠格事項に該当する。但し、執行猶予の言い渡しを取り消されること無く執行猶予期間を過ぎたときには、刑法第27条の規定により、刑罰の言い渡し自体が将来に向かって効力を失うこととなり、欠格事項に該当しないこととなる。

(2) 大麻の栽培目的に、十分な合理性が認められること。ここでいう十分な合理性が認められる場合とは、大麻栽培が国民生活にとって必要不可欠で社会的有用性が認められる場合であり、以下の事項に全て該当する場合をいう。

- ア 栽培目的は、大麻の吸食、鑑賞等、個人の趣味又は趣向によるもので無いこと。
- イ 栽培目的が、大麻そのものを使用するものでないこと。
- ウ 申請者が、地域の祭事等を司る者で組織される団体、又はその団体に所属し代表としてこの団体を管理する者等、伝統文化を継承する者であり、かつ、栽培目的が、地域の伝統的祭事等伝統文化の継承のために必要不可欠で社会的有用性が認められるものであること。
- エ 必要とする大麻製品の代替品として適当なものが無い等、その栽培目的に十分な必要性が認められること。
- オ 大麻製品の供給が途絶える等、栽培目的に、大麻製品を必要とする者が自ら大麻栽培者免許を受けて大麻栽培をしなければならない緊急の必要があると認められること。

### 【趣旨・概要】

- 1 審査基準第2-1-(2)は、大麻栽培者免許申請における、栽培目的の基準について定めたものである。
- 2 法の目的は、明文規定は無いが、免許制であること(法第5条)、免許を受けた者以外の者に大麻の取り扱いが禁止されていること(法第3条)、また、制定時の法案審議(昭和23年6月12日 竹田厚生大臣説明)から、薬物としての大麻の乱用による保健衛生上の危害の発生を防止し、もって公共の福祉の増進を図ることは明らかである。従って、大麻栽培者の免許を与える場合には、栽培目的等において、この目的に合致する十分な合理性が認められることが必要である。

#### (参考)法案審議抜粋

「大麻草に含まれている樹脂等は麻薬と同様な害毒をもっているもので、従来は麻薬として取締つてまいったのでありますが、大麻草を栽培している者は大体が農業に従事しているのでありまして、今回提出されています麻薬取締法案の取締の対象たる医師、歯科医師、薬剤師等は、職業の分野がはなはだしく異つています関係上、別個な法律を制定いたしまして、これが取締の完璧を期する所存であり、本法案を提出する理由と相なっております。本法案の構成といたしましては、総則、免許、大麻取扱者、監督、雑則、罰則の六章及び附則からなっておりますのでありまして、全條分は二十三條であります。

次にこの法案の骨子といたしますところを説明いたします。まず、大麻の不正取引及び不正使用を防ぐため、大麻を取扱う者はこれを免許制とし、この免許を受けた者以外の者は、大麻を取扱うことを禁止しておるのであります。

次に大麻の取引を要式行為とし、また大麻取扱者に記帳義務及び報告義務を課して大麻の移動の責任を明らかにしたのであります。勅令第五百四十二号に基く大麻取締規則を廃止したのであります。」

- 3 一方、大麻栽培の目的としては、神事への使用や製品の製造、販売等が考えられるが、昨今の薬物濫用が社会問題となっている情勢を鑑みると、免許申請における審査において、栽培目的が法の目的に合致する十分な合理性が認められるかどうか厳格な基準が必要である。
- 4 この十分な合理性が認められるかどうかについて、国民生活での必要性、及び社会的有用性の視点から具体化した基準が、この審査基準1-(2)-アからオの事項である。

### 【解釈・運用】

#### (審査基準第2-1-(2)-アについて)

大麻の栽培目的が、大麻の吸食や、鑑賞等、個人の趣味、趣向等個人的な理由によるもの場合は、社会的有用性が認められず、また薬物乱用等保健衛生上の危害が発生する恐れがあり法の目的に反するので、合理性は認められない。

#### (審査基準第2-1-(2)-イについて)

大麻は、神社で使用する注連縄や鈴紐、又は伝統工芸品の原料等、大麻製品の原料となることで初めて社会的有用性が生じるものであり、大麻そのものの使用については、社会的有用性が認められる余地が無い。従って、大麻そのものを使用することを目的とするものは、法の目的に反するので、合理性は認められない。

#### (審査基準第2-1-(2)-ウについて)

- 1 昨今の薬物濫用が社会問題となっている情勢下において大麻栽培に合理性が認められるためには、大麻製品を必要とする者が保健衛生上の危害発生のおれが無い者であると認められ、かつ、大麻製品の使用方法が国民生活に必要不可欠であり社会的有用性があると認められなければならない。
- 2 大麻を必要とする者としては、実際に神事を行う宮司や宗教法人等、伝統文化を現実に継承している者である必要がある。すなわち、公の機関や地域の住民等により、客観的に伝統文化の継承者として認められる者でなければならず、いわゆる「自称継承者」は認められない。
- 3 更に、この伝統文化を継承する者が、現実に地域の伝統的祭事等で長年にわたって大麻製品を必要としており、この伝統文化の継承のために大麻栽培が必要不可欠であり、社会的有用性が認められなければ、大麻の栽培目的に合理性は認められない。従って、大麻製品の販売等、伝統文化と直接的には無関係な行為には、合理性が認められない。

### (審査基準第2-1-(2)-エについて)

例え地域の伝統的祭事で大麻製品を使用する場合においても、現在は代替品によって行われているのならば、改めて大麻栽培をする必要性は無い。例え、宮司等が千葉県内の地域の伝統的祭事で大麻製品を使用するためであっても、大麻栽培をしなくても、大麻製品を購入できたり、イミテーション等を使用したりすることでこの伝統的祭事が実施可能であるならば、大麻栽培の必要性が無いと判断される。従って、大麻を栽培しなければ地域の伝統的祭事が断絶してしまうなど、特段の事情があって初めて真に大麻製品を必要とするものといえ、そのような状況に無いのであれば、大麻の栽培目的に合理性は認められない。

### (審査基準第2-1-(2)-オについて)

- 1 大麻は播種等の時期が決まっている農作物であり、また栽培するためには免許を受けることが必要であることから、大麻製品を入手する最も合理的な方法は、購入することだといえる。このことから、何らかの手段で購入できる限りは、大麻栽培をする必要性が無いと判断される。
- 2 従って、例えば、宮司等がどこからも大麻製品を購入することができず、また、他人の手を借りることもできず、自ら大麻栽培をしなければ神事を実施できず伝統が途絶えてしまうなど、もはや他の手段によっては目的が達成できない緊急の状況にあって初めて大麻の栽培目的に合理性が認められる余地が生じることとなる。

- (3) 薬物乱用の助長等、保健衛生上の危害が発生する恐れが無いこと。
- (4) 栽培地の面積が、栽培目的に照らして妥当であること。
- (5) 大麻栽培に係る全ての作業が、栽培地内でできるものであること。
- (6) 栽培する大麻の廃棄処分の方法が、盗取等される恐れのない方法であること。

### 【趣旨・概要】

審査基準第2-1-(3)から(6)は、大麻栽培者免許申請における大麻の栽培管理の基準について定めたものである。大麻の栽培目的に合理性が認められた場合であっても、管理状況に保健衛生上の危害発生のおそれが否定できない等、大麻栽培の管理に厳格性を欠く場合は、免許を付与することはできない。

### 【解釈・運用】

#### (審査基準第2-1-(3)について)

免許を与えることによって申請者、周囲の人間、社会環境等に薬物乱用の助長等、保健衛生上の危害が発生する恐れがある場合には、この大麻栽培は大麻取締法の趣旨に反するものとして、大麻の栽培目的の合理性が否定され、免許を与えることはできない。

#### (審査基準第2-1-(4)について)

- 1 栽培目的を達成するために必要な量の大麻を栽培しなければならないため、栽培目

的と栽培地の面積とに整合性が無ければ、その栽培目的の合理性が成立しない。

- 2 例えば、栽培目的に対し栽培地が広すぎれば、必要量以上の大麻が栽培され、目的外使用の可能性が生じることとなり、またプランターや裏庭等、栽培地が狭すぎれば、個人の趣味、趣向による栽培とみなされる。いずれにせよ、大麻の栽培目的の合理性は否定されることとなる。

#### (審査基準第 2-1-(5)について)

- 1 法第 14 条の規定によれば、大麻栽培者は、原則として大麻を栽培地外に持ち出すことはできない。従って、種まきから大麻製品の製造まで、大麻栽培に係る全ての過程が栽培地内で行わなければならない。
- 2 なお、法第 14 条但し書き以降の規定により、持ち出しの許可を受ければ、大麻栽培者は大麻を栽培地外へ持ち出すことができる。しかし、一般に大麻の取り扱いが厳しく禁止されている中で、大麻の取り扱いが許された者である大麻栽培者に対し大麻の栽培地外への持ち出しを禁止している法の趣旨を鑑みると、法第 14 条但し書きは、限定された極めて特殊な状況においてのみ許可の対象とするものであることは明らかである。従って、大麻の持ち出し許可を前提とした申請は、法の趣旨に反するものとして認められない。

#### (審査基準第 2-1-(6)について)

栽培した大麻の種子、繊維以外の不要部位の取り扱いについても注意が必要である。なぜなら、その部分こそが乱用される危険性が最も高い部位だからである。従って、これらの不要部位については、第三者の手に渡らない手段で、焼却又は埋没により直ちに廃棄しなければならない。なお、大麻はその煙の吸引による乱用が最も一般的であることから、焼却により廃棄する場合には、その煙を何人も吸引しない方法によらなければならない。

- (7) 申請者は、栽培地について、大麻を栽培するための正当な権原を有すること。
- (8) 栽培する大麻の所有権が、申請者以外の者に帰属する恐れが無いこと。

#### 【趣旨・概要】

審査基準第 2-1-(7)、(8)は、大麻栽培者免許申請における大麻の栽培地に関する権利等の基準について定めたものである。

#### 【解釈・運用】

##### (審査基準第 2-1-(7)について)

- 1 大麻の栽培という行為をするためには、必ず栽培地が必要となる。すなわち、現実には大麻栽培ができる栽培地が用意されていなければ、例え免許を受けたとしても大麻の栽培目的を達成することはできないので、その合理性にも疑いが生じることとなる。
- 2 大麻の栽培地は、どのような土地でも構わないというものではなく、当然、その土地で申請者が大麻を栽培するための正当な権原が無ければならない。他人の土地に勝

手に大麻を栽培することが社会通念上許されないのは言うまでもないことである。

- 3 なお、栽培地を賃貸借によって確保する場合で、その栽培地が農地のときは、農地法第3条の規定により農業委員会又は千葉県知事の許可を受ける必要がある。この許可を受けなければ、例え栽培地の地権者と申請者との間に合意があったとしてもその賃貸借契約は無効となる。

**(審査基準第2-1-(8)について)**

- 1 大麻とは、民法第88条第1項により栽培地を元物とした天然果実に該当し、その所有権は、民法第89条第1項により収穫する権利を有する者に帰属するとされる。このことから、本件については、栽培地から採取された大麻の所有権は、申請者が賃貸借契約等により正当な権原がある場合には申請者に帰属し、正当な権原が無い場合には栽培地の所有者に帰属するものと解される。
- 2 法第3条の規定により、大麻取扱者でなければ大麻を所持することはできない。従って、栽培する大麻の所有権は必ず大麻取扱者に帰属するものでなければならないのであり、栽培地の所有権、賃借権、地上権、永小作権、抵当権等、土地に関する権利を有する者がいる場合には、その者に栽培する大麻の所有権が帰属することが無いような措置を講じなければならない。大麻の所有権が大麻取扱者以外の第三者に帰属する恐れがある場合には、その恐れが解消されない限り、免許を与えることはできないことになる。
- 3 このことから、例えば、栽培地を賃貸借によって確保した場合でその契約期間が一年未満であったり、また、申請者の所有する土地であったとしても明渡強制執行の手続きに入っていたりする等、大麻の栽培期間中に土地の所有者等が変わる恐れがある場合には、大麻の所有権が第三者に帰属する恐れがあるものとして、認めることはできない。

**(9) 栽培地は、大麻栽培者が常に管理でき、何らかの異変が生じたときには大麻栽培者自らが直ちに対応できる場所であること。**

**(10) 大麻栽培者以外の者が進入できないよう、栽培地の四方を頑強な柵及び鉄条網で囲うこと。また、栽培地の入り口には頑強な扉を設置し、施錠できるものとする**  
**こと。**

**【趣旨・概要】**

- 1 審査基準第2-1-(9)、(10)は、大麻栽培者免許申請における大麻の盗難防止措置の基準について定めたものである。
- 2 栽培する大麻等については、盗難等によって他人の手に渡るようなことは絶対にあってはならない。自生の大麻を採取して乱用する事件も現実に発生しており、保健衛生上の危害発生を防ぐため、盗難防止措置については万全の体制が必要となる。具体的には、大麻栽培者による監視と、栽培地への柵等の設置が必要である。

### 【解釈・運用】

#### (審査基準第2-1-(9)について)

- 1 大麻栽培者は、大麻を栽培している間は常に栽培地を監視しなくてはならない。そして、栽培地に他人が侵入するなど何らかの異変が生じた場合には、直ちに対応しなければならない。そのため、栽培地は、申請者の住居のすぐ近くに位置する必要がある。
- 2 なお、一時的に栽培地の近隣に監視のために住むということも大麻栽培者の対応として考えられる。但し、この場合における監視期間は、実際の栽培期間だけでなく、栽培地に大麻及び大麻の種子がある期間の全てにおいて必要である。

#### (審査基準第2-1-(10)について)

盗難防止措置として栽培地に柵等を設置する必要があるが、これは、簡単に進入できるような脆弱な設備では論外である。従って、数メートルの高さがある鉄製の柵及び鉄条網で栽培地を囲い、出入口は鋼鉄製の扉を設置し、更にその扉への施錠等の厳重な対応が必要である。

#### (大麻研究者免許申請審査基準)

- 2 大麻研究者にあっては、以下の要件を全て満たしていること。

### 【趣旨・概要】

- 1 審査基準第2は、大麻取扱者の免許申請にかかる具体的な内容について定めるものである。そのうち、審査基準第2-2では、大麻研究者免許申請について定めている。
- 2 法の趣旨を鑑みると、大麻研究者免許申請においても大麻栽培者と同様に、申請すれば誰もが受けることができるようなものではなく、厳格な審査を経て保健衛生上の危害が発生する恐れが無い場合に限り免許を受けることができるものと解すべきである。これを具体化したものが大麻研究者免許審査基準である。この基準を全て満たした場合に限り、免許は与えられるものである。また、法第22条の2の解釈についても、大麻栽培者と同様に解されるものである。

- (1) 申請者が、法第5条第2項に定める欠格事項に該当しないこと。

### 【趣旨・概要】

審査基準第2-2-(1)は、大麻研究者免許申請における申請者の基準について定めたものである。

### 【解釈・運用】

- 1 法第5条第2項は絶対的欠格事項として、以下の3つの事項を挙げている。

ア 麻薬、大麻又はあへんの中毒者



- イ 禁錮（こ）以上の刑に処せられた者
- ウ 成年被後見人、被保佐人又は未成年者

従って、この欠格事項に該当する者については免許を与えない。

- 2 研究という行為は個人で行われるものであることから、大麻研究者は自然人に限られる。

(2) 大麻の研究目的に十分な合理性が認められること。ここでいう十分な合理性が認められる場合とは、大麻研究が、国民生活にとって必要不可欠で社会的有用性が認められる場合であり、以下の事項に全て該当する場合をいう。

- ア 研究目的は、大麻の吸食、鑑賞等、個人の趣味又は趣向によるもので無いこと。
- イ 研究目的が、薬物鑑定、犯罪捜査、麻薬探知犬の訓練等公共の福祉の増進に貢献するものであり、社会的有用性が認められるものであること。但し、大麻研究のため、大麻の発芽実験等大麻栽培を行う場合は、その研究目的は、薬物鑑定又は犯罪捜査であること。
- ウ 申請者が、官公庁、公的研究機関、又は公的医療機関において正職員として勤務する者であり、かつ、研究目的が、研究施設の設置者又は管理者の同意の下、業務として行うものであること。

### 【趣旨・概要】

審査基準第2-2-(2)は、大麻の研究目的の基準を定めたものである。法の趣旨を鑑みるに、大麻研究者免許についても基本的な考え方は大麻栽培者免許と同じであり、研究目的に十分な合理性が求められる。この大麻研究を必要とする十分な合理性が認められる場合とは、大麻の研究が国民生活にとって必要不可欠であり、社会的有用性が認められる場合に限られる。これを具体化したものが審査基準第2-2-(2)-アからウの事項である。

### 【解釈・運用】

#### (審査基準第2-2-(2)-アについて)

大麻の研究目的が、個人の趣味、趣向等個人的な理由によるものは、社会的有用性が認められず、また薬物乱用等保健衛生上の危害が発生する恐れがあり、法の目的に反するので、合理性は認められない。

#### (審査基準第2-2-(2)-イについて)

- 1 大麻研究の目的としては、大麻の薬学的研究や植物学的研究等が考えられるが、薬物乱用が社会問題となっている情勢を鑑みると、原則として合理性の認められるものは無いといわざるを得ない。特に、大麻を原料とする医薬品の治験や人体実験等に関する研究については、法第4条の規定により大麻から製造された医薬品の施用、交付等が禁止されていることから、認められる余地は無い。
- 2 このような情勢下で大麻の研究に合理性が認められるためには、相当の社会的有用性が認められなければならない。例えば、研究目的が、薬物鑑定、犯罪捜査、麻薬探

知犬の訓練等公共の福祉の増進に貢献する内容である場合は、薬物乱用による保健衛生上の危害防止に役立つ行為であることから、その合理性が認められる余地があるといえる。

- 3 また、法第2条第3項により大麻研究者は大麻の栽培が認められているが、法の趣旨を鑑みると、これは全ての研究に栽培が認められるものではなく特に限られた場合にのみ特別に認められるものと解すべきである。すなわち、合理性が認められた研究目的のうちでも、特に大麻の栽培の必要性が認められる研究で無ければならず、また大麻の栽培はあくまで研究目的に付随する程度のものでなければならない。例えば、税関の行う犯則物件の鑑定業務等の薬物鑑定、又は警察等の行う犯罪捜査に係るものがこれに該当するといえる。

#### **(審査基準第2-2-(2)-ウについて)**

大麻の研究目的が公共の福祉の増進に貢献する内容であったとしても、これは誰に対しても認められるものではない。これらの内容はその公共性や専門性から、官公庁等の公的機関で無ければ研究の実施が不可能だからである。従って、大麻の研究目的に合理性が認められるためには、申請者が公的研究施設等の正規職員であり、施設の設置者、管理者等の同意の下、その業務として行う研究で無ければ、認められない。

- (3) 薬物乱用の助長等、保健衛生上の危害が発生する恐れが無いこと。  
(4) 所有し管理する大麻の廃棄処分の方法が、盗取等される恐れのない方法であること。

#### **【趣旨・概要】**

審査基準第2-2-(3)、(4)は、大麻研究者免許申請における大麻の管理の基準について定めたものである。大麻の研究目的に合理性が認められた場合であっても、管理状況に保健衛生上の危害発生のおそれがある場合、大麻の管理に厳格性を欠く場合は、免許を付与することはできない。

#### **【解釈・運用】**

##### **(審査基準第2-2-(3)について)**

免許を与えることによって申請者、周囲の人間、社会環境等に薬物乱用の助長等、保健衛生上の危害が発生する恐れがある場合には、この大麻研究は大麻取締法の趣旨に反するものとして、大麻の研究目的の合理性が否定され、免許を与えることはできない。

##### **(審査基準第2-2-(4)について)**

所有し管理する大麻の廃棄処分については、第三者の手に渡らない手段で、焼却又は埋没により直ちに廃棄しなければならない。なお、大麻はその煙の吸引による乱用が最も一般的であることから、焼却により廃棄する場合には、その煙を何人も吸引しない方法によらなければならない。

(5) 大麻及び大麻の種子を保管する設備は、研究施設内に設置された麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年3月17日法律第14号)第34条第2項で規定される麻薬保管庫と同等のものとする。

**【趣旨・概要】**

- 1 審査基準第2-2-(5)は、大麻研究者免許申請における大麻の盗難防止措置の基準について定めたものである。
- 2 研究のため使用する大麻等については、盗難等によって他人の手に渡るようなことは絶対にあってはならない。保健衛生上の危害発生を防ぐため、盗難防止措置については万全の体制が必要となる。具体的には、大麻保管庫の設置が考えられる。

**【解釈・運用】**

- 1 大麻保管庫については大麻取締法に明文規定は無いが、同様の法の趣旨を持ち乱用の恐れのある薬物を取り締まっている麻向法第34条第2項の麻薬保管庫の規定に準ずることが適当と解される。従って、容易に持ち運べない金庫として、スチール製の固定された金庫か、重量金庫を設置するものとする。
- 2 また、この大麻保管庫は、特に厳重に管理する必要があることから、上記1と同様に麻薬及び向精神薬取締法第34条第1項を類推解釈し、研究施設内に設置しなければならないものとする。

(6) 大麻を栽培する場合には、研究に必要となる最小限度の栽培面積及び栽培量であること。

(7) 大麻を栽培する場合には、栽培のための施錠できる密室を確保すること。

**【趣旨・概要】**

本条は、大麻を栽培する場合の基準について定めたものである。従って、大麻を栽培しない場合には、この基準について審査する必要は無い。

**【解釈・運用】**

**(審査基準第2-2-(6)について)**

法の趣旨を鑑みると、大麻を栽培する場合については、その栽培面積及び栽培量が研究に必要となる最小限度の場合にのみ合理性を有するものと解される(【審査基準第2-2-(2)-イについて】参照)。従って、栽培する場所が畑や花壇等面積が広すぎる場合や、研究内容に比して大麻の栽培量が多すぎる場合は、法の趣旨に反するものとして認められない。

**(審査基準第2-2-(7)について)**

- 1 栽培する大麻等については、盗難等によって他人の手に渡るようなことは絶対にあってはならない。自生の大麻を採取して乱用する事件も現実に発生しており、保健衛生上の危害発生を防ぐため、盗難防止措置については万全の体制が必要となる。

- 2 大麻研究者については、研究に必要な最小限度においてのみ栽培が認められることから、室内での栽培に限定される。従って、この栽培は密室内で植木鉢やプランターなどで行わなければならない、この密室は施錠でき、第三者が出入りできないようにしなければならない。

**第3 法第14条但し書きに規定される大麻の持ち出し許可については、大麻を司法警察職員へ任意提出する場合に限り許可するものとする。**

**【趣旨・概要】**

審査基準第3は、法第14条に規定される大麻栽培者が大麻を栽培地外へ持ち出すための許可の基準について定めたものである。

**【解釈・運用】**

- 1 法第14条の規定により、大麻栽培者は、大麻をその栽培地外へ持ち出すことが原則として禁止されている。但し、都道府県知事の許可を受けた場合に限りそれは認められるものとなっている。
- 2 法の趣旨を鑑みるに、大麻を栽培地外へ持ち出すという行為は、最も保健衛生上の危害が発生する可能性が高い行為の一つであり、原則として認める余地が無いものである。従って、例え大麻を原料とした製品の製造や大麻の廃棄のためであっても、認められるものではない。（【解釈・運用(審査基準第2-1-(5)について】参照)
- 3 但し、司法警察職員に大麻を任意提出する行為については、その合理性が認められる余地が無いではない。ただ、その場合であっても、栽培地から任意提出に至るまで薬務課職員や司法警察職員の立ち会いの下で厳格に行わなければならないのは言うまでもない。